

入国制度関連情報：  
滞在許可証手数料の改定

令和6年8月26日  
在ザンビア日本国大使館

8月15日、ザンビア入国管理局は、出入国管理サービスの料金改定について公表したところ、概要以下のとおりお知らせします（同局プレスリリース別添）。

【ポイント】

●入国管理サービスの新料金（8月19日から有効）は、ビザ、滞在許可証及び移民コンサルタント料（申請代行手数料）に適用されますが、日本国籍者の査証手数料免除の措置に変更はないため、日本国籍者が受ける影響は滞在許可証申請時のみとなります。

【本文】

1 入国管理サービスの新料金は2024年8月19日月曜日から適用される。新料金は、ビザ、滞在許可証及び移民コンサルタント料（申請代行手数料）を含む。

2 新料金は、以下のとおり。（抜粋）

（1）滞在許可証（民間セクター）

ア 雇用許可証

発行24,000ZMW、更新28,000ZMW、複製24,000ZMW、職業変更に伴う変更12,000ZMW、配偶者又は子供の追加に伴う変更4,000ZMW、雇用主の変更に伴う変更12,000ZMW、国籍・氏名の変更に伴う変更12,000ZMW、住所変更に伴う変更2,000ZMW、旅券変更に伴う変更2,000ZMW

イ 配偶者滞在許可証

発行3,000ZMW、更新6,000ZMW、複製3,000ZMW、変更3,000ZMW、旅券変更に伴う変更2,000ZMW

ウ 学生滞在許可証

発行9,000ZMW、更新12,000ZMW、複製9,000ZMW、変更9,000ZMW、旅券変更に伴う変更2,000ZMW

エ 一時雇用許可証

発行18,000ZMW、更新21,000ZMW、複製21,000ZMW、変更21,000ZMW、旅券変更に伴う変更2,000ZMW

オ 一時滞在許可証

発行24,000ZMW、更新21,000ZMW、複製24,000ZMW、旅券変更に伴う変更  
2,000ZMW

(2) その他滞在許可証等の新料金については、以下のプレスリリースのリンクを  
ご参照ください。

### 【参考】

#### ■ザンビア出入国管理局

<https://www.zambiaimmigration.gov.zm/>

#### ■ザンビア出入国管理局プレスリリース

<https://www.zambiaimmigration.gov.zm/wp-content/uploads/2024/08/Public-Notice.pdf>

### 【在留届・たびレジ】

このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

3か月以上滞在される方は、在外公館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新の安全情報や、緊急時に現地在外公館の連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

また、在留届の記載事項に変更がある方又は帰国・転出される方は、変更届、帰国・転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止されたい場合は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

### 【問合わせ先】

在ザンビア日本国大使館

Embassy of Japan in Zambia

住所：No.5218, Haile Selassie Avenue, P.O. Box 34190, Lusaka, Zambia

電話：+260-211-251-555

領事メール：jez.consul@lu.mofa.go.jp

領事窓口時間：08:00 - 12:00 / 14:00 - 16:00

ホームページ：<https://www.zm.emb-japan.go.jp>

Facebook：<https://www.facebook.com/JAPANinZAMBIA/>